

公募型比較見積に関する通知事項（物品買入（印刷及び製造請負含む））

1	見積りの方法	見積りは、必要事項を記入し、かつ、記名押印をした物品供給等申込書（物品買入にあつては「物品供給申込書」、印刷請負及び製造請負あつては「事業請負申込書」のことを指す。以下「申込書」という。）によりしなければならない。
2	申込書提出の日時	申込書記載のとおり
3	申込書提出の場所	大阪市水道局総務部管財課
4	契約条項を示す場所	大阪市水道局総務部管財課
5	契約履行についての説明	申込書記載のとおり
6	申込書の金額記載方法	契約相手方の決定にあつては、申込書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって契約金額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載すること。
7	契約書作成の要否	大阪市水道局契約規程第32条第1項（1）及び第2項の規定による
8	見積りの無効	(1) 参加資格のない者がした見積り又は書面による確認を受けない代理人がした見積りは無効とする。
		(2) 指定の日時までに指定の場所に提出されなかった見積りは無効とする。
		(3) 見積者の記名押印がない見積りは無効とする。
		(4) 同一見積りについて見積者又はその代理人が2以上の見積りをしたときは、それらの見積りは無効とする。
		(5) 同一見積りについて見積者及びその代理人がそれぞれ見積りをしたときは、その双方の見積りは無効とする。
		(6) 見積金額又は見積者その他主要部分が識別しがたい見積りは無効とする。
		(7) 訂正印のない金額の訂正、削除挿入などによる見積りは無効とする。
		(8) 見積りに関し不正な行為を行った者がした見積りは無効とする。
		(9) 机上又は現場説明がある案件については、説明を受けなかった者がした見積りは無効とする。
		(10) 局が指定した申込書を用いないでした見積りは無効とする。
		(11) 水道局総務部管財課に錯誤無効届を提出し、局が錯誤無効と認めた見積りは無効とする。
		(12) その他見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。
9	その他	(1) 契約の相手方と決定されたときは、遅滞なく契約締結の手続きを行い、誠実に契約を履行すること。
		(2) 契約の相手方と決定された後、正当な理由なく、指定期限までに契約を締結しないときは、契約規程第19条第2項の規定により、申込金額の100分の3に相当する額の違約金を徴収する。
		(3) 見積者は、提出済みの申込書の書替え、引換え又は撤回をすることはできない。
		(4) 見積りの記名押印は、個人については本人、法人については代表者、あるいはそれぞれの委任状を提出し確認を受けた代理人がすること。
		(5) 契約者は、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、若しくは、刑法第96条の6に該当する談合などが明らかになった場合は、契約金額の最低100分の20に相当する額の損害賠償金を納付しなければならない。
		(6) 契約締結までに、契約相手方と決定された者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
		(7) 契約締結日から物品の納入を受け付けるので、契約の期間には契約締結日を算入する。
		(8) この通知に定めのない事項については、関係法令の他、大阪市水道局契約規程、大阪市水道局公募型比較見積実施要綱等の定めるところによる。